

❀ 鹿児島市がん患者ウィッグ購入費助成事業 Q & A ❀

1. 対象者について		
NO	質問	回答
1	① 鹿児島市に居住しているが、住民登録は他の市町村にあります。対象となりますか？ ② 現在鹿児島市に住民登録がありますが、ウィッグを購入した時は他の市町村に住んでいました。対象となりますか？	申請日時時点で鹿児島市に住民登録がある方が対象となります。 ①の方は対象外、②の方は対象となります。
2	現在がん治療を受けていませんが、過去にがん治療を受けており、その治療によって脱毛の症状があります。対象となりますか？	対象となります。がん治療を受けたことがわかる書類（申請に必要な書類参照）をご提出ください。
3	就労を前提としない場合でも対象となりますか？	対象となります。がん患者の方の様々な形の社会生活を支援することを目的としています。
4	所得制限はありますか？	ありません。
5	年齢制限はありますか？	ありません。
6	他の自治体や民間団体にウィッグの助成を受けた場合は、鹿児島市で申請はできますか？	他の制度で助成を受けた方は対象外としています。
7	一度鹿児島市でウィッグ助成を受けました。がんが再発し、新たなウィッグを購入したのですが、また鹿児島市に申請はできますか？	過去に鹿児島市の制度で助成を受けた方は対象外としています。
2. 対象経費について		
8	助成対象となる経費は何ですか？	全頭用の医療用ウィッグの購入額（消費税額及び地方消費税含む。装着に必要なネットを含む。）です。 ただし、下記9は対象外です。
9	助成対象外となる経費は何ですか？	・付属品及びケア用品（クリーナー、ブラシ、シャンプー、リンス、スタンド、商品を保管する袋など） ・購入のために要する送料、交通費、代金決済手数料、申請に必要な証明書等にかかる費用 ・サイズ調整代、カット代、セット代、ポイントやクーポンにかかる値引き分
10	助成金額はいくらですか？	上記8の額と2万円のいずれか低い方の額です。
11	2万円以内のウィッグを複数購入しました。全て助成の対象となりますか？	ウィッグは助成対象者1人につき1台までとしております。 この場合は、複数購入したうち一番高い額（上限2万円）が助成対象となりますので、申請もそののみ行ってください。

3. 対象となる医療用ウィッグについて		
12	レンタルして利用したウィッグは対象ですか？また、ウィッグを自作した場合の材料費は対象となりますか？	レンタル・自作の材料費は対象外です。 購入したウィッグに対する助成となります。
13	部分用ウィッグや毛髪つき帽子、医療用帽子は助成の対象となりますか？	助成対象となるのは、全頭用医療用ウィッグ（フルウィッグ）に限ります。
14	日本毛髪工業協同組合の加盟組合員となっている業者以外のウィッグは対象となりますか？	ウィッグの業者は指定していません。
15	医療用ウィッグのJIS規格（JIS9623）適合以外のウィッグは助成対象となりますか？	JIS規格適合品以外でも対象となります。
16	いつ購入したウィッグでも申請は可能ですか？	令和6年度は、令和6年4月1日以降に購入した医療用ウィッグが対象で、申請期限は購入日の属する年度内となっておりますので、申請期限内に提出してください。やむを得ない事情で期限内に申請できない場合は、保健予防課まで事前にご連絡ください。
4. 申請に必要な書類について		
17	申請に必要な書類のうち、「がん治療を証明する書類」はコピーで可能ですか？	コピーで可能です。原本の場合、返却出来ない、または遅くなる場合もありますので、コピーの提出をお願いします。
18	領収書はコピーでの提出は不可ですか？	領収書は原本の提出をお願いします。 なお、当市の受付印を押ささせていただき、返却には時間を要しますので（交付決定及び確定通知に同封）ご了承ください。
19	（インターネット通販で購入した・クレジットカードで購入した場合など）領収書に記載が必要な要件が不足しています。申請はできませんか？	要件を満たさない領収書の場合は、保健予防課にご相談ください。購入時の注文の受注確認のメールをプリントした物や納品書など、別の書類等で要件を確認させていただくことで、対応させていただきます。
20	対象者（実際にウィッグを使用する方）が未成年です。申請は誰がすればよいですか？	対象者が未成年の場合は、その保護者が申請者として申請をお願いします。委任状（様式第2）は不要です。
21	対象者がやむを得ない事情で申請できません。代理人（配偶者や親など）が申請しても良いですか？	可能です。 その場合、委任状（様式第2）のご提出をお願いします。
22	申請に必要な様式はどこで手に入りますか？	交付申請書兼請求書（様式第1）と委任状（様式第2）については、鹿児島市のホームページに掲載しています。（パソコン等で印刷できる環境がない場

		合は、保健予防課までご連絡ください。)
23	申請書類等に消えるボールペンを使用してもいいですか？	申請書類等の記入に消えるボールペンは使用しないでください。
5. 申請から交付までの流れについて		
24	購入前に申請してもいいですか？	申請は購入後にお願いします。なお、対象となるか不明な場合等は、保健予防課まで事前にお問い合わせください。
25	申請の方法は？	提出先に郵送か持参でお願いします。
26	振込までどのくらい時間がかかりますか？	申請後、市が審査を行い、交付決定・確定通知を送付します。通知から1か月程度で指定の口座にお振込みします。

令和4年3月28日作成

令和5年3月23日改訂

令和6年3月29日改訂